

令和 2 年度水俣市税条例の主な改正点について

(個人市民税関係)

- 1 単身児童扶養者（ひとり親）のうち、婚姻歴のない方に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等
（令和 3 年度分個人住民税から適用）
 - ・全てのひとり親の方に対して公平な税制を実現するため、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を解消するため、改正を行うもの。
- (1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し
 - ①婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身児童扶養者について、同一の「ひとり親控除」（控除額 30 万円）を適用。
 - ②上記以外の寡婦については、引き続き控除額 26 万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限（500 万円以下）を設定。
- (2) 個人住民税の人的非課税措置の見直し
 - ・今回の見直しに伴い、現行（令和元年度改正後）の寡婦、寡夫、単身児童扶養者に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦（ひとり親を除く）を対象とする。
 - ※前年の合計所得金額が 135 万円を超える場合を除く
 - ※ひとり親及び寡婦（ひとり親を除く）について、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とする。

(市たばこ税関係)

- 1 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（令和 2 年 10 月 1 日から施行）
 - ・国のたばこ税と同様、軽量な葉巻たばこ（1 本当たりの重量が 1 グラム未満）1 本を紙巻たばこ 1 本に換算する方法とする。
 - ※令和 2 年 10 月から実施するが、令和 3 年 9 月までの 1 年間について、一定の経過措置（0.7 グラム未満の葉巻たばこを 0.7 本の紙巻たばことみなして課税）を講じる。

(固定資産税関係)

- 1 所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題への対応
 - (1) 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化
 - ・登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。
 - ※本条例の施行の日以後、現に所有している者であることを知った者について適用。
 - (2) 使用者を所有者とみなす制度の拡大
 - ・調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用

者に対して通知したうえで、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする。

※令和3年度以降の年度分の固定資産税について適用。

2 償却資産等に関する改正点（「わがまち特例」の追加等）

（令和2年度分固定資産税から適用）

新たに法附則第15条において、条例により市町村が定める課税標準の特例である「わがまち特例」が追加、廃止されたため、本市の特例率を定めた。

（1）追加分

該当項	対象資産	本市特例割合	関係する地方税法の規定と特例率・適用期間
第15項	再生可能エネルギー発電施設（特定水力発電設備）	3 / 4	法附則第15条第30項第2号ハ3/4を参酌して 7/12以上11/12以下（3年）
第22項	水防上上の浸水被害軽減地区の指定を受けた土地	2 / 3	法附則第15条第47項2/3を参酌して 1/2以上5/6以下（3年）

（2）廃止分

税制改正に伴い地方税法附則から削除されたため、本市においても廃止。

該当項	対象資産	本市特例割合	関係する地方税法の規定と特例率・適用期間
第2項	大気汚染防止法に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設	1 / 2	法附則第15条第2項第2号1/2を参酌して 1/3以上2/3以下
第12項	再生可能エネルギー発電施設（特定水力発電設備） ※R2.3.31までの間に新たに取得されたもの	2 / 3	法附則第15条第33項第1号ハ2/3を参酌して 1/2以上5/6以下